

令和2年2月20日

第2回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第2回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和2年2月20日(木) 午後3時
場 所 倉吉市役所 第2会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 議 事

議案第6号 倉吉市就学指導委員会条例の一部改正について…………… 1

議案第7号 市立中学校教職員の処分について…………… 4

議案第8号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び倉吉市立学校教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について…………… 8

5 協議事項

(1) 令和2年度倉吉市の教育方針と重点施策(案)について…………… 11

6 教育長報告

7 報告事項

各課報告(別紙)

8 その他

9 閉 会

議案第6号

倉吉市就学指導委員会条例の一部改正について

障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の一部改定及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行にともない、倉吉市においても特別支援教育の充実を図るため、障がいのある児童生徒等の就学先の決定及び就学先の支援が円滑になされるよう、就学等に係る委員会の名称と条例の一部を改正することについて、地方 教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和2年2月20日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市就学指導委員会条例の一部改正について

【改正理由】

学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第244号）が平成25年9月1日に施行され、障がいのある児童生徒等の就学に関する手続きに関しては、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点が必要とされているところです。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成28年4月1日に施行され、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備を充実させていくことが求められています。

ついては、本市においても特別支援教育の充実を図り、障がいのある児童生徒等の就学先の決定及び就学先の支援が円滑になされるようにするため、条例に所要の改正を行うものです。

【改正要旨】

- 1 題名を「倉吉市就学支援委員会条例」とすることとした。 (題名関係)
- 2 委員会の名称を「倉吉市就学支援委員会」とすることとした。 (第1条関係)
- 3 委員会の所掌事務を「就学支援に関する事項」とすることとした。 (第2条関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。 (附則第1項関係)
- 6 この条例の施行の際、現に改正前の倉吉市就学指導委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく委員である者は、改正後の倉吉市就学支援委員会条例の規定に基づく委員とみなすこととした。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間とすることとした。 (附則第2項関係)

倉吉市就学指導委員会条例の一部を改正する条例

倉吉市就学指導委員会条例（平成2年倉吉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>倉吉市就学支援委員会条例</u></p> <p>（設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、<u>倉吉市就学支援委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務） 第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、心身に<u>障がい</u>のある児童及び生徒の<u>障がい</u>の種類及び程度の判別並びに<u>就学支援</u>に関する事項について調査審議する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>倉吉市就学指導委員会条例</u></p> <p>（設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、<u>倉吉市就学指導委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務） 第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、心身に<u>障害</u>のある児童及び生徒の<u>障害</u>の種類及び程度の判別並びに<u>就学指導</u>に関する事項について調査審議する。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の倉吉市就学指導委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく委員である者は、この条例による改正後の倉吉市就学支援委員会条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間とする。

議案第7号

市立中学校教職員の処分について

市立中学校教職員の処分について、次のとおり提出します。

令和2年2月20日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第8号

職員の服務の宣誓に関する条例及び倉吉市立学校教職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の服務の宣誓に関する条例及び倉吉市立学校教職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和2年2月20日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

職員のサービスの宣誓に関する条例及び倉吉市立学校教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正
について

【改正理由】

地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員はその任用形態や任用
手続が多様であることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるよ
う、職員のサービスの宣誓に関する条例に所要の改正を行うものです。

【改正要旨】

- 1 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正 第1条関係
会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者は、宣誓の方法を別に定めることができ
ることとした。 (第2条関係)
- 2 倉吉市立学校教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正 第2条関係
会計年度任用職員のサービスの宣誓について、教育委員会は、宣誓の方法を別に定めることができ
ることとした。 (第2条関係)
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

職員の服務の宣誓に関する条例及び倉吉市立学校教職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和28年倉吉市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(職員の服務の宣誓) 第2条 略 <u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u>	(職員の服務の宣誓) 第2条 略

(倉吉市立学校教職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 倉吉市立学校教職員の服務の宣誓に関する条例(昭和63年倉吉市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(服務の宣誓) 第2条 略 <u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、教育委員会は、別段の定めをすることができる。</u>	(服務の宣誓) 第2条 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年度 倉吉市の教育方針と重点施策（案）

～行きたい学校・
帰りたい家庭・
住みたい地域～

- 教育基本法**
・人格の完成と、社会の形成者としての国民の育成
- 学校教育法**
社会教育法
図書館法
文化財保護法
博物館法

- 【教育理念】**
豊かな心を持ち、個性を発揮する人づくり
- 【教育目標】**
- ・幅広い知識を身に付け、豊かな心を培い、健やかな体を養う。
 - ・個性を尊重し、創造性を培い、自律性・自主性を養う。
 - ・社会の一員として、参画し寄与する態度を養う。
 - ・自然を大切にし、伝統と文化を尊重する態度を養う。
 - ・郷土を愛し、他人や他の地域を尊重する態度を養う。

- “くらしよし”ふるさとビジョン**
- 【将来都市像】**
愛着と誇り 未来いきいき
みんなでつくる倉吉
- 【教育・文化・コミュニティ】**
活力に満ち、豊かな心と文化が息づくまち
倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 倉吉市教育の創造**
- ・第2期倉吉市教育振興基本計画の進捗よく管理（5年計画の5年目）・働き方改革の推進
 - ・倉吉市教育委員会の活性化（教育に関する事務の点検・評価の推進、総合教育会議、学校・公民館訪問）
 - ・「倉吉市立小学校適正配置推進計画」に基づく学校再編の推進（各地区協議会での課題の明確化とその対応）
 - ・教育環境の整備充実（小中学校ICT情報機器整備、屋内運動場避難所整備、上小鴨小広瀬分校解体、西中更衣室外修繕、教材備品整備、高校生通学費助成、）

学校教育基本方針
豊かな心とたくましく生きる力をもつ子どもの育成
～自ら学び、たくましく生きる～

社会教育基本方針
倉吉を担う人づくり・まちづくりの推進
～いつでも どこでも だれでも とともに学び 地域力を育む～

- 学力向上の推進**
- ・学力向上推進支援（小・中連携教育の推進、合同研修会）
 - ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（教職員の指導力向上）
 - ・細やかな指導を行う体制づくり（少人数学級・教員加配）
 - ・小学校外国語教科化・プログラミング教育の対応（ALT配置、ICT指導員の活用（研修会））

- 地域力を育む社会教育の推進**
- ・学習内容の充実、学習成果の還元（人材銀行、生涯学習講座）
 - ・専門・実践的な高等教育の提供（鳥大、看護大・短大等連携）
 - ・成人教育の推進（成人式実行委員会等）

- 豊かな心とたくましい体の育成**
- ・道徳教育・人権教育の充実
 - ・特別活動の充実（乳幼児ふれあい事業）
 - ・キャリア教育の充実（職場体験）
 - ・いじめを許さない学校体制づくり
 - ・問題行動、不登校の未然防止・早期対応（合同研修会）
 - ・相談体制の充実（教育心理士育成講座）
 - ・読書活動の推進
 - ・学校体育、健康教育及び学校保健、安全教育の充実

- 支えあう人づくり・輝くまちづくり**
- ・地域を支える人づくりの推進（中高生の活躍、地域発掘）
 - ・青少年の健全育成と青少年団体の育成支援
 - ・次世代育成のための体験活動の推進（放課後子ども教室）

- 倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成**
- ・倉吉独自の教材の活用（くらしよし風土記等の活用）
 - ・地域の人・もの・ことがらに触れる教育活動の推進
 - ・倉吉らしさを取り入れた教育活動の実施（ふるさと学習）

- 公民館活動の推進**
- ・学習の質の向上と学習成果の活用（地域連携、研究部会）
 - ・人づくり・地域づくりの推進（公民館研究指定事業）
 - ・安全安心な施設整備（明倫北側外壁修繕・成徳非常用照明他）

- 家庭・地域と連携した開かれた学校づくり**
- ・地域学校委員会の充実 地域学校協働活動推進事業
 - ・学校支援ボランティアの拡充

- 体育・スポーツの振興**
- ・市民のスポーツ活動支援（市民体育大会、全国大会補助他）
 - ・体育施設の整備充実（ラグビー場移設・庭球場人工芝改修他）
 - ・大規模スポーツ大会支援（駅伝、相撲他）

- よりよい倉吉教育をめざして**
- ・特別支援教育の充実（元気はつらつプラン）
 - ・幼保小連携の充実（教育課程の接続）
 - ・家庭教育に関する就学前からの継続的な保護者啓発・支援
 - ・教育助成の充実（就学援助事業の周知と適切な執行）

- 有形・無形の歴史的な資産の保存と活用**
- ・伝建地区の災害復旧・保護（修理・修景事業）
 - ・指定文化財の整備・保護（小川家・桑田家・大日寺仏像）
 - ・埋蔵文化財の発掘調査（大谷工業団地・両長谷ほか）

- 学校給食の充実、食育の推進**
- ・栄養教諭等による食に関する指導、食物アレルギー対応の推進、衛生管理の徹底、施設・設備の維持管理

- 親しみ学ぶ機会を提供できる博物館**
- ・郷土の文化芸術、伝統文化を学べる場の提供
 - ・トリエンナーレ美術賞（第10回菅楯彦大賞展）・平山郁夫展
 - ・地域の文化資源活用（博物館講座、自然ウォッチング開催）

- 豊かな心を育む図書館づくりの推進**
- ・図書館資料の収集提供、農業支援・中高生等の利用促進
 - ・読書活動の推進（ブックスタート・子育て講演会等）
 - ・山上憶良短歌募集 ・WiFi環境の整備